

PTA(主催・共催)活動後に、  
必ず事故の有無を確認

これは、岐阜県PTA見舞金給付会「手引」の裏表紙にある言葉です。PTA活動中に、ケガをされた方があったり損害賠償事案が発生したりした場合、「医療見舞金」や「修繕費」等が給付されます。もし事故が発生したときには、「手引き」裏表紙の「給付までの流れ」をご覧になって、手続きをお願いします。

また、「どんなときに」活用できるのかは、「手引」の表紙裏や「利用に当たって」を見てください。

今年度になり、「こんな場合は？」と、質問をいただいている事柄をいくつか記載しますので、参考にしてください。

(見舞金給付会に寄せられる、問い合わせから)

**Q1:PTA地区委員が地区祭に参加して、そのときに事故があれば見舞金は出るのか？**

A1:見舞金の対象となります。地区から学校PTAに依頼があり、PTAとして校外生活委員が参加しており、委員会としてはPTAの年間活動計画に位置付いているとのことでしたので、見舞金給付会の規定に則って対象となります。

**Q2:校外学習に保護者の付き添い等のボランティア  
お願い文書が、校長名とPTA会長名で出ている。  
校外学習の折に、保護者に付きそいをお願い  
して事故が起きたときは見舞金の対象になる  
のか？**

A2:見舞金の対象となります。学校教育活動でPTAに協力を依頼された活動は対象です。但し、PTA年間活動計画に記載され、学校長からPTA会長に依頼書が出されており、参加会員に依頼文が出ていることが必要です。

**Q3:夏休みの親子奉仕作業を計画に、学校施設  
を使っている団体からボランティアとして参加した  
いと申し出があった。ボランティアの方々は見舞  
金給付の対象となるのか？**

A3:給付規定にある、特定協力者とすれば見舞金の対象者となると考えられます。PTA行事として役員会で決定されたものであれば、他団体が関与する賠償金事故も、PTAの団体としての責任があれば保険の対象となると考えられます。

**Q4:PTA主催の講演会を開催する。未就学児を託  
児の形で地域の方が見守ることになる。託児に関  
わる保険がないが、地域の方と未就学児は見舞  
金給付の対象となるのか？**

A4:未就学児を見守る方は、PTAの協力者として依頼された方ですので、見舞金の対象者になります。未就学児については対象となりません。

但し、未就学児が、借りている施設に損害を与えたり他人に怪我を負わせたりなどしたことで、預かっていた人に賠償責任が求められた場合は、「賠償責任補償」が適用できると考えられます。

**Q5:PTA行事として校区内の公園の清掃活動をするとき、PTA親父クラブが主になり参加の子どもを募集して行う。けが等あったときは、見舞金給付の対象となるのか？**

A5:参加されている保護者、児童生徒とも見舞金給付の対象となります。



今月初めの西日本豪雨災害では、とても多くの被害がありました。西日本という遠くのように感じますが、岐阜県でも大雨特別警報が出て、県内各地で被害が出ました。関市では、職員室や校長室、保健室等が浸水被害にあった学校の情報も入ってきています。被災された方々にお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興をお祈りいたします。

**お知らせ・お願い**

◆ 右のQRコードから岐阜県PTA連合会のHPを開き、見舞金給付会の給付規程をはじめ、災害発生時の報告・申請に関わる書類等、詳細をご覧ください。



◆ 県PTAのHPから今まで発行された「給付会便り」を見ることができます。見舞金の対象とできるかどうかは、その時々の判断であり、当時は賠償責任保険が適用できたものが、現在は対応できないなど、判断基準が変化しているものもあります。ご注意ください。

**『PTA24保険』への加入を！**

「子どもによる自転車の交通事故」が多く発生しています。自転車側が原因の人身事故も増加傾向にあります。

充実した補償の『PTA24保険』への加入を是非ご検討ください。(詳細については、取扱代理店(株)ワイズ ☎058-248-0033 へお問い合わせください)

例年、夏休み期間中のPTA活動中の災害(傷害・賠償事故)が多いです。事故防止に万全の備えをしてください。